

資 料

- 資料 1 手洗いの仕方
- 資料 2 児童生徒が感染症になった場合のフロー図
- 資料 3 教職員が感染症になった場合のフロー図
- 資料 4 感染症の疑い又は陽性者発生の場合の報告様式
- 資料 5 新型コロナウイルス感染症接触者リスト（学校関係者）
- 資料 6 感染総発生の保護者通知文参考様式
- 資料 7 出勤困難休暇を取得できる場合のフロー図
- 資料 8 在宅勤務の導入について
- 資料 9 各教室の消毒について
- 資料 10 トイレの消毒について
- 資料 11 嘔吐・排泄物の処理の仕方
- 資料 12 感染症予防のための衣類の持ち帰り依頼通知参考様式
- 資料 13 健康観察調査（学校）
- 資料 14 体温・体調チェック表（寄宿舍）
- 資料 15 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安
（高知県庁ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関する情報」→「トピックス」→「新型コロナウイルス感染症対応の目安」をご覧ください。）
- 資料 16 新型コロナウイルス感染症検査協力医療機関一覧
（高知県庁ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関する情報」→「トピックス」→「県内の新型コロナウイルス感染症検査協力医療機関」をご覧ください。）【https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/cov19_kensakyouryoku.html】
- 資料 17 新型コロナウイルスの潜伏期間及び感染可能期間、感染症の経過
- 資料 18 新型コロナウイルス感染防止の常時換気について

手洗いについて

<手洗い前の注意事項>

- 手洗い前のチェックポイント
 - ・爪は短く切っていますか？
 - ・時計や指輪を外していますか？
- 汚れが残りやすいところ
 - ・指先や爪の間、親指の周り
 - 手首のしわ、手首、指の間



<手洗いのポイント>

- 石けんは、使用前に流水洗浄します。(菌をできるだけ落とします。)
- 強い水圧で、30秒以上流水洗浄します。

<流水による手洗いの手順>



①両手をぬらして、石けんをつけ、手のひらをよくこする。



②手の甲をのぼすようにこする。手を組み替えて、両手を洗う。



③指先・爪の間を念入りにこする。手を組み替えて、両手を洗う。



④指の間を洗う。



⑤親指と手のひらをねじり洗いする。手を組み替えて、両手を洗う。

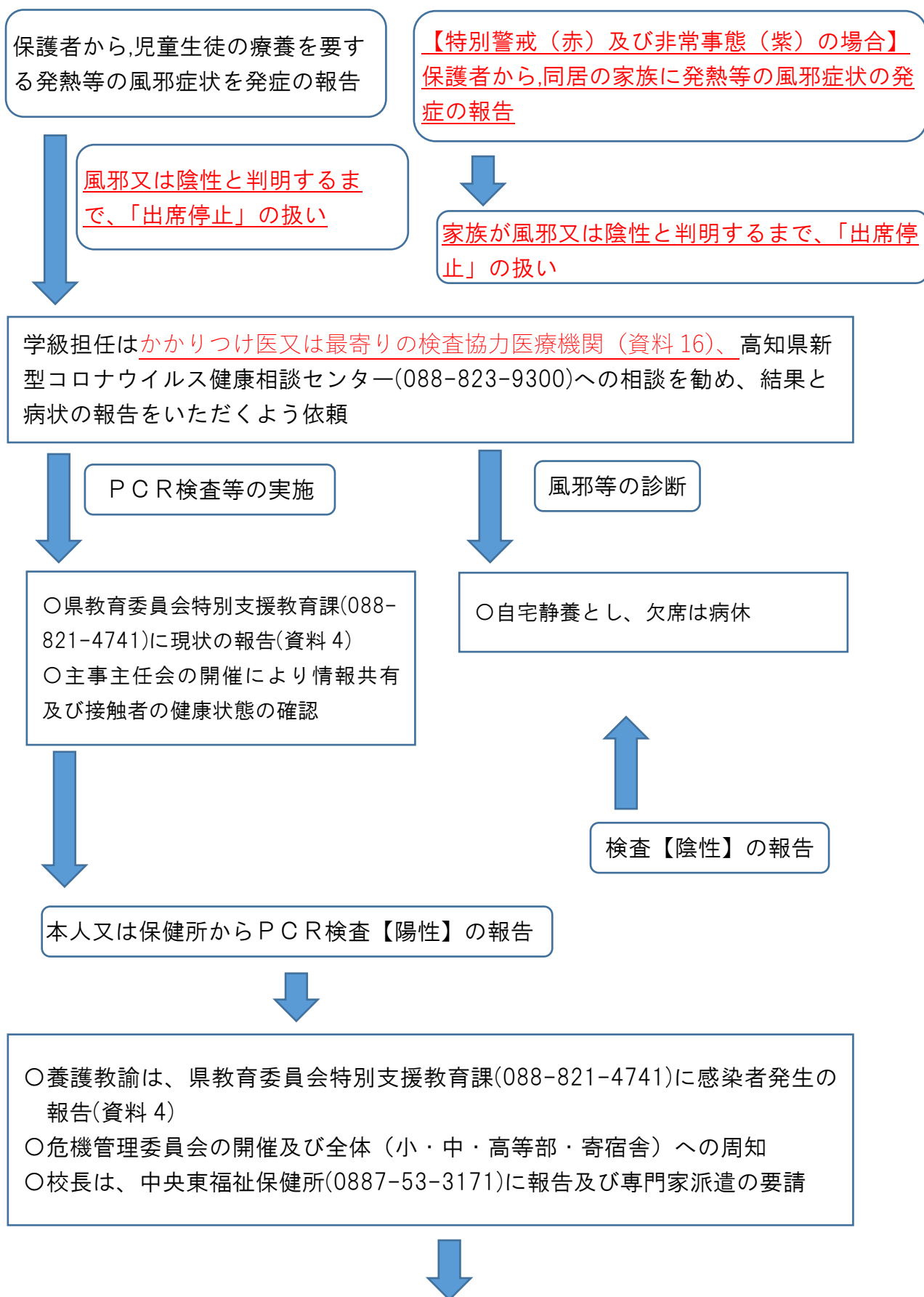


⑥両手の手首も、忘れずに洗う。

※①～⑥までで、20～30秒以上が目安
(汚物処理後は①～⑥をもう一度繰り返す)

⑦強い水圧で、30秒以上洗い流す。

児童生徒等に感染者(発熱者)が出た場合のフロー図





感染者発生後の学校における対応

◆保健所等の指示により次のことを速やかに検討・実施

- 1) 該当学部主事(舎は主任)は感染者と接触者との接触状況を把握しリストを作成(資料 5)
- 2) 養護教諭は、保健所の指示のもと児童生徒の記録のデータを提供するとともに、検体採取に必要な用具を準備
- 3) 副校長は PTA 会長に一報後、該当児童生徒の保護者又は保健所に情報開示の了承の有無を確認
- 4) 開示の了承を得られた場合、教頭は学校あんしんメールで感染者発生についての情報及び今後の対応について発信
- 5) 主幹教諭は該当学級(学年)の授業を停止させ、該当児童生徒の多目的ホールでの待機を指示
- 6) 該当学級(学年)の担任は、保護者に感染判定のための検体採取と今後の対応の説明及び迎えの依頼
- 7) 該当学級(学年)以外の担任は、感染者発生の状況及び今後の対応について、保護者に連絡
- 8) 該当学級(学年)以外の児童生徒は自分の教室で待機し、指示を待つ。(通常通りの下校)
- 9) 事務長は来客者を退出させるとともに窓口業務を停止
- 10) 副校長は保健所に確認し、教室等の換気及び消毒を教職員に指示
- 11) 校長は保健所の助言を受け臨時休業等の期間・対象等を決定し、県教委に報告後、マスコミ等の対応
- 12) 教頭は保護者への当面の対応についてのお知らせ文書作成及び配布(資料 6)





感染者が出た場合の寄宿舍の対応

◆下校後に発生した場合の対応

- 1) 管理職は、情報が入った時点で下記の「2)」を指示
- 2) 寮務主任及び主任寄宿舍指導員は、濃厚接触者（感染者）との接触状況を把握しリストを作成(資料 5)
- 3) 主任寄宿舍指導員は、保健所から指示があるまで、帰舎後の児童生徒を自室で過ごさせるように寄宿舍指導員に指示（できる範囲で3密等に配慮し、新たな濃厚接触者を防ぐ）
- 4) 管理職及び寮務主任は、保健所及び管理職と連携して、感染判定のための検体採取の対象範囲を決定
- 5) 寮務主任及び主任寄宿舍指導員は、舎生のクラス担任と連携して、保護者に感染判定のための検体採取と今後の対応の説明及び迎えの依頼（対象者以外の保護者にも迎えの依頼を行う）

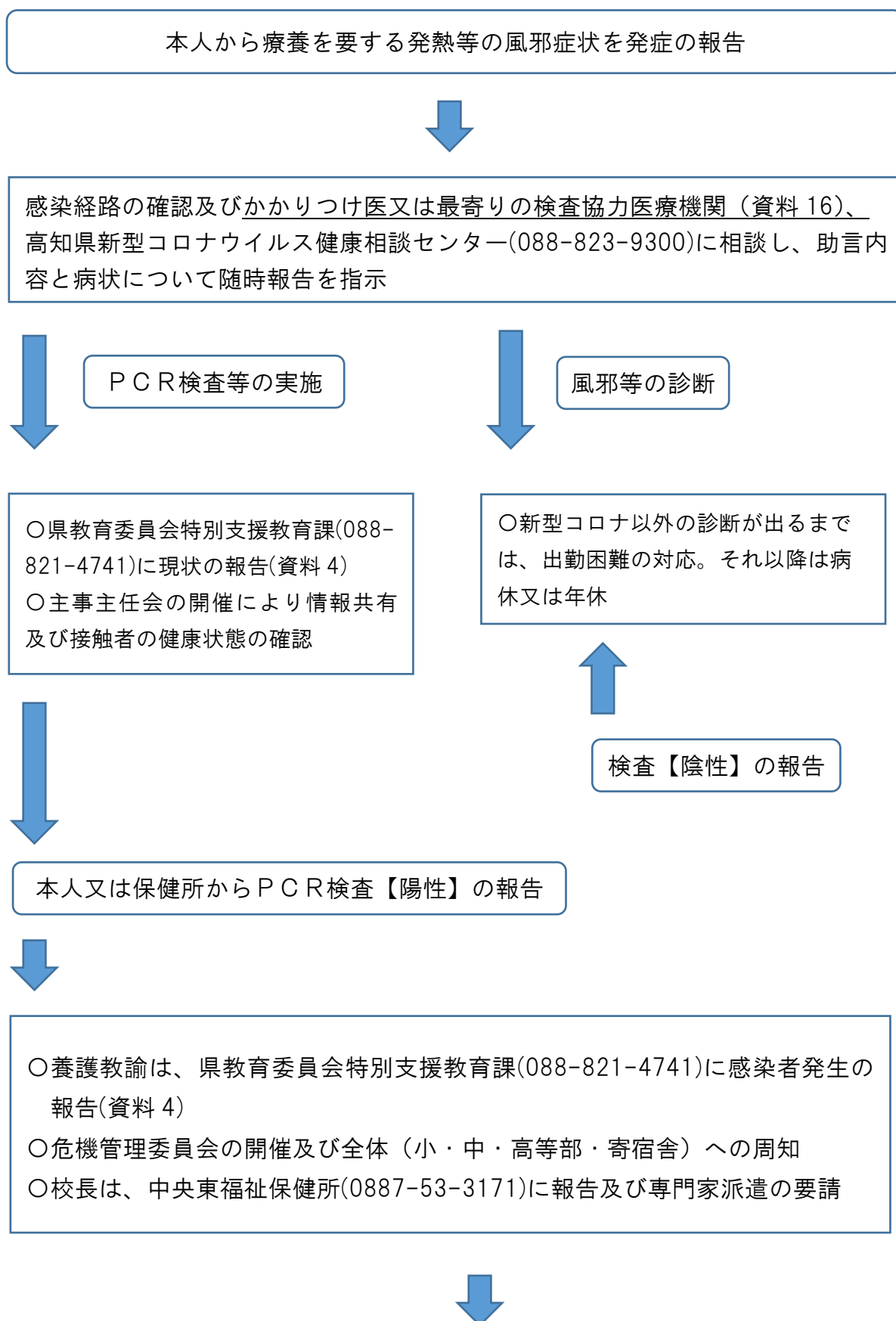
◆登校後に発生した場合の対応

- 1) 寮務主任及び主任寄宿舍指導員は、濃厚接触者（感染者）との接触状況を把握しリストを作成(資料 5)
- 2) 寮務主任は、保健所及び管理職と連携して、感染判定のための検体採取の対象範囲を決定
- 3) 寮務主任は、舎生のクラス担任と連携し、対象者の多目的ホールへの移動を指示
- 4) 寮務主任及び主任寄宿舍指導員は、舎生のクラス担任と連携して対象者以外の保護者に迎えの依頼

◆寄宿舍生全員の帰省後の対応

- 1) 寮務主任は、寄宿舍全体の換気及び消毒を教職員に指示
- 2) 寮務主任は、学校再開に向けた対応について学校と協議
- 3) 主任寄宿舍指導員は、今後の対応について保護者へ連絡

教職員に感染者が出た場合のフロー図





感染者発生後の学校における対応

◆保健所等の指示により次のことを速やかに検討・実施

- 1) 該当学部主事(舎は主任)は感染者と接触者との接触状況を把握しリストを作成(資料 5)
- 2) 養護教諭は、保健所の指示のもと児童生徒の記録のデータを提供するとともに、検体採取に必要な用具を準備
- 3) 副校長は PTA 会長に一報後、本人及び保健所に情報開示の了承の有無を確認
- 4) 開示の了承を得られた場合、教頭は学校あんしんメールで感染者発生についての情報及び今後の対応について発信
- 5) 主幹教諭は該当学級(学年)の授業を停止させ、多目的ホールでの待機を指示
- 6) 該当学級(学年)の担任は、保護者に感染判定のための検体採取と今後の対応の説明及び迎えの依頼
- 7) 該当学級(学年)に寄宿舍生がいる場合は、寄宿舍生全員が検体採取の対象者とし、保護者に感染判定のための検体採取と今後の対応の説明及び迎えの依頼
- 8) 該当学級(学年)以外の担任は、感染者発生の状況及び今後の対応について、保護者に連絡
- 9) 該当学級(学年)以外は通常の授業を継続し、通常通り下校
- 10) 事務長は来客者を退出させるとともに窓口業務を停止
- 11) 副校長は接触者の在宅勤務及び教室等の消毒を教職員に指示
- 12) 校長は保健所の助言を受け臨時休業等の期間・対象等を決定し、県教委に報告後、マスコミ等の対応
- 13) 教頭は保護者への当面の対応についてのお知らせ文書作成及び配布(資料 6)

あて先 高知県教育委員会事務局特別支援教育課・保健体育課 様

FAX 番号 088—821—4547

感染症（疑い）発生連絡票（第1報）

報告日	年 月 日 時 分		
学校名	高知県立山田特別支援学校		
住所	高知県香美市土佐山田町山田1361番地		
電話	0887-52-2195	FAX	0887-52-0031
メールアドレス	320322@ken.pref.kochi.lg.jp		
担当者名	(職種)		

	定員	報告日までの発症者数	所 属	学年・性別等
児童生徒数	163			
職員数	141			

推測される 発症時期	年 月 日 時頃
発症者の 主な症状	熱 ・ 吐き気 ・ 嘔吐 ・ 下痢 ・ 腹痛 ・ 咳 ・ 咽頭痛 ・ 発疹 その他（ ）
重症者	なし ・ あり（病状 ）
検査実施状況	実 施 ・ 未実施
診断結果	陽 性 ・ 陰 性 ・ 不 明
医療機関名	(医師名)

発症場所	自宅 ・ 学校	濃厚接触者 あり（ 名） ・ なし ※学校の場合
------	---------	--------------------------

その他 連絡事項	
-------------	--

新型コロナウイルス感染症 接触者リスト（学校関係者）

〇月〇〇日現在

No	所属等	職 名	氏 名	症状の有無	マスク 着用	接触状況	備 考	PCR検査状況	健康観察期間
1	学級担任	教諭	〇〇 〇〇	無	○	・対象生徒の学級担任 ・対象生徒と頻繁に面談	・検温状況 4/2(36.5)、・・・・・・ ・健康状況：特に問題なし。		
2	部活動顧問	教諭	〇〇 〇〇	有 (咳・微熱)	×	・対象生徒の部活動顧問。4/1に〇〇大会があり、自家用車で大 秋引率（9:00～12:30）。部活動(4/3～4/5)を行う。	・検温状況： ・健康状況：		
3	外部指導者	運動部活動 指導員		無	×	・部活動指導員として、4/3～4/5の放課後に指導。	・検温状況： ・健康状況：		
4	外部講師	学習支援員		無	○	・対象生徒を4/3の放課後にマンツーマンで英語の指導。(16:00 ～17:00)	・検温状況： ・健康状況：		
5	2－3H	生徒	△△ △△	無	×	・対象生徒のクラスメート。昼食と一緒に食べることが多い。 (4/3～4/5) ・部活動（バドミントン）での活動も一緒。	・検温状況： ・健康状況：		
6							・検温状況： ・健康状況：		
7							・検温状況： ・健康状況：		
8							・検温状況： ・健康状況：		
9							・検温状況： ・健康状況：		
10							・検温状況： ・健康状況：		
11							・検温状況： ・健康状況：		
12							・検温状況： ・健康状況：		
13							・検温状況： ・健康状況：		

令和 年 月 日

保護者 様

高知県立山田特別支援学校長

新型コロナウイルス感染症発生による臨時休業のお知らせ

本日 月 日 () 本校 学部の児童／生徒／教職員が、新型コロナウイルスの感染が確認されました。

つきましては、県教育委員会、中央東福祉保健所と協議のうえ、感染拡大防止のため、下記のとおり臨時休業を行うことといたしました。この間児童生徒は家庭学習期間となりますので、不要不急の外出を控えるようお願いします。

現在、保健所と連携し、濃厚接触者等についての確認作業を進めているところです。濃厚接触者と確認された児童生徒は、PCR検査を実施することとなり、詳細については、保健所から連絡がありますので対応をよろしくお願いします。

記

- 1 臨時休業期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※ 状況によって短縮・延長する場合があります。

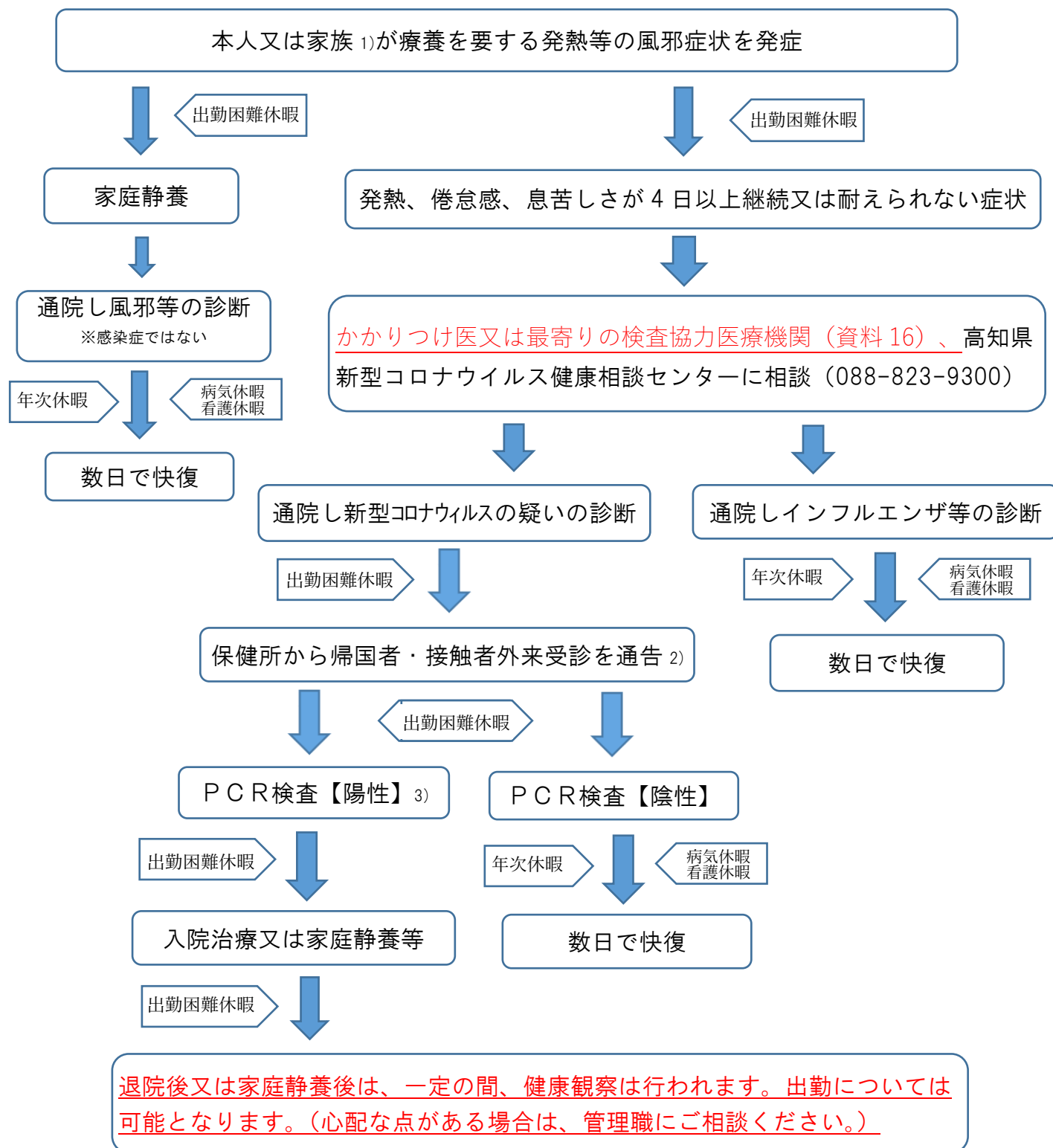
※ 学校再開情報は「せんだんメール」及びホームページ等でお知らせいたします。

- 2 対象学部

- 3 児童生徒の健康状態の把握について

- (1) 朝の検温等健康観察をしっかり行い、異常が認められる場合は、かかりつけ医又は最寄りの検査協力医療機関（高知県庁ホームページ上を参照【https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/cov19/_kensakyouryoku.html】）を受診するか、新型コロナウイルス相談センター（088-823-9300）に連絡をしてください
- (2) (1) の場合、学校で新型コロナウイルスに感染した方が出ていることを伝えたくて指示に従ってください。
- (3) 異状が認められ通院等をした場合は、学級担任まで連絡をお願いします。

出勤困難休暇を取得できる場合のフロー図



1) 家族とは同居又は日常的に接触のある親族をいう。

2) 感染症法第 44 条の 3 第 2 項に基づき本人に直接連絡される。

3) 家族が「陽性」で本人に症状がない場合は濃厚接触者として在宅勤務も可能

※ 臨時休業により子供の世話をする教職員についても出勤困難休暇を取得できる。

在宅勤務の導入について

<対象者（風邪等の症状がない者）>

- 1 濃厚接触者
 - ・感染症法第 44 条の 3 第 2 項に基づき、外出自粛要請の協力の連絡を受けた者
 - ※ 保健所等からの通告による
- 2 濃厚接触者となる可能性がある者
 - ①濃厚接触者か否かの判断が行われるまで待機を通告された者
 - ※ 保健所等からの連絡による
 - ②自らが濃厚接触者の可能性があるという正当な理由がある者
 - ※ 個別の判断となり、認められない場合もある
- 3 感染が拡大している地域に勤務する者
 - ・県教委が指定した地域で勤務する者
- 4 感染拡大防止のため在宅勤務を実施することが適当であると認められる者
 - ・校内で感染者が発生した場合

<業務>

個人情報や機密情報等の非開示情報以外の情報を取り扱い、自宅で行うことが可能な以下のような業務とする。

- ① 教材研究
- ② 年間指導計画作成
- ③ 指導案作成
- ④ 各分掌業務引継書作成
- ⑤ 職員会議資料作成
- ⑥ 教室掲示物作成

<手続き>

- ① 在宅勤務を実施する教職員は、在宅勤務命令簿（様式 1）により、原則として前日までに在宅勤務の命令を受けるものとする。（口頭命令による場合は事後に在宅勤務命令簿を整理）
- ② 在宅勤務の実施日時を変更又は取りやめる場合は、当該勤務日の前日までに所属長の承認を受けること。（口頭による場合は事後に在宅勤務簿を整理すること）

<勤務時間及び勤務時間管理>

- ① 所属長が定める、休憩時間は正午から午後 1 時とし、各種休暇等の利用は妨げない。
 - ② 在宅勤務を実施する者は、在宅勤務の開始時及び終了時に電話等により、所属長等に業務内容を報告すること。
 - ③ 在宅勤務を実施する者は、在宅勤務実施後の翌勤務日に、実施日等を記載した報告書（様式 2）を所属長に提出すること。
- ※ 所属長から必要に応じ、電話等により、在宅勤務の実施状況の確認があります。

各教室(舎室)の消毒について

- Point 1 アルコールを使用します。
- Point 2 対角の窓や扉などを開放し換気に注意します。
- Point 3 昼休みの掃除の時間と放課後の 2 回実施します。
- Point 4 児童生徒が使用した椅子や机、教材、触れた物に行います
- Point 5 消毒の前後に手洗いをします。

各教室の消毒の手順

- 1 対角の 2 つ以上の窓や扉を開放します。
- 2 流水と石けんで手を洗います。
- 3 白布巾にアルコールをスプレーしたもので、拭き取ります。
- 4 終わったら白布巾を水洗いし固く絞り干します。
- 5 流水と石けんで手を洗います。
- 6 20 分ほど換気します。

消毒を行う箇所

- 児童生徒及び教員の机・椅子（背もたれと座席）
- 寄宿舎での食事後のテーブル・椅子(背もたれと座席)
- 教卓・長机・ロッカー
- 児童生徒が使用した教材（吸水性のないもの）
- 出入り口の扉の取手
- 電気の及びエアコンのスイッチ
- 水道の蛇口
- 階段の手すり
- 窓の開閉時に触れた部分及びロック

<備考>

- ・アルコールのスプレーと白布巾は各所属で保管・管理して下さい。

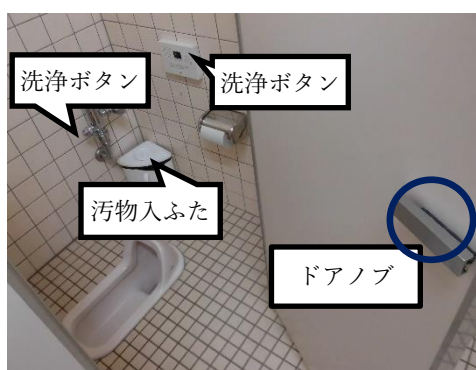
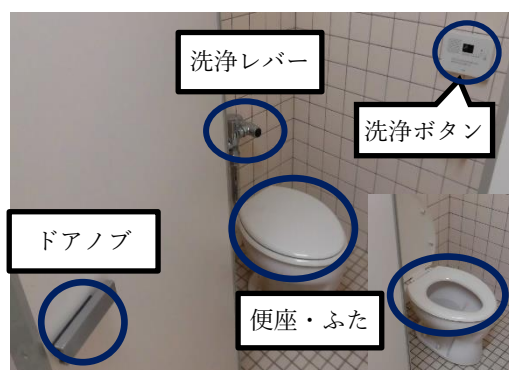
トイレの消毒について

- Point 1 殺菌性の高い次亜塩素酸ナトリウムを使用します。
- Point 2 対角の窓や扉などを開放し換気に注意します。
- Point 3 マスクと各自の手袋を必ず着用（共用を避ける）します。
- Point 4 汚れの弱い箇所から汚れの強い箇所の順(最後に便座)に消毒します。
- Point 5 消毒の前後に手洗いをします。

トイレの消毒の手順

- 1 保健室で次亜塩素酸ナトリウムを受け取ります。
- 2 流水と石けんで手を洗い手袋・マスクを着用します。
- 2 対角の2つ以上の窓や扉を開放します。
- 3 次亜塩素酸ナトリウムを布巾に浸し固く絞ります。
- 4 必要な箇所(下図参照)を拭いたあと別の布巾で水拭きをします。
- 5 手袋をはずし流水と石けんで手を洗います。
- 6 残った次亜塩素酸ナトリウムを保健室に返却します。
- 7 1時間ほど換気します。

消毒を行う箇所



※ 床は次亜塩素酸ナトリウムを少量撒きブラッシング後水で流す

【嘔吐物等の処理】

- ①新聞紙やペーパータオル等で嘔吐物を覆う。
- ②窓を開け換気をする。
- ③他の児童生徒は、靴底を消毒し退避させる。

<注意事項>

学校の教室内で嘔吐した場合は、できるだけ拡散しないように、廊下側の窓は開けないようにした方が良い。



- ④処理する職員はゴム手袋の上に使い捨て手袋をし、マスク、ガウン（ゴミ袋代用可）、フェイスシールドを着用する。着替えを用意しておき処理の後着替えてもよい。



- ⑤大きめのビニール袋の口を、外側に丸めて、嘔吐物処理用と、児童生徒の着替え用に2枚以上を2セット用意する。
※必要に応じて追加する。



- ⑥0.1%次亜塩素酸ナトリウムを浸した新聞紙やペーパータオル等で嘔吐物を覆う。



- ⑦外側から内側に向けて、囲うようにして拭き取る。残りの嘔吐物は別の新聞紙やペーパータオル等で、可能な限り拭き取る。



- ⑧新聞紙やペーパータオル等はビニール袋（内袋）に入れて処分する。ビニール袋に0.1%次亜塩素酸ナトリウムをしみ込む程度にかけて消毒する。



- ⑨嘔吐物が付着していた床との周囲（半径2m以上）を、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませた新聞紙やペーパータオル等で覆うか、浸すように拭く。



- ⑩新しい新聞紙やペーパータオル等に0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませ、その上を踏む等して、嘔吐物処理をした人の履物の裏側を消毒する。



- ⑪拭き取って10分程度たった水拭きする。



- ⑫処理後は使い捨て手袋、ガウン、マスクの順に外し、拭き取った新聞紙やペーパータオル等と同様に、ビニール袋（内袋）に密封する。



- ⑬密封したビニール袋（内袋）は、もう一枚のビニール袋（外袋）に入れ、二重に密封して捨てる。



- ⑭ゴム手袋と手を洗い消毒する。

- ⑮処理後も換気を十分にする。

令和 年 月 日

保護者の皆様

高知県立山田特別支援学校長

感染症拡大防止のご協力のお願い（汚れた衣類の洗濯について）

本校では今回の新型コロナウイルス感染症による非常事態を教訓として、感染症予防対策を見直し、お子様が安心、安全に学べる学校づくりに一層重点を置いた取組をすすめております。

つきましては、お子様の排泄物等（尿便、嘔吐物等）が付着した衣類について、学校で洗濯を行うことは感染拡大のリスクが高くなることが想定されます。

したがって、学校では軽くゆすぐなど最低限の処理をした後に、ビニール袋に入れて固く縛ったものをご家庭に持ち帰っていただき、原則、ご家庭において洗濯をしていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、持ち帰っていただいた衣類等につきましては、下記のことを参考に洗濯をしていただくようお願いいたします。

記

- 1 嘔吐物等の付着がある場合は、使い捨てのゴム手袋などをして、直接手に触れないように取り除きます。衣類を処分する場合はビニール袋に入れて固く縛り、可燃ごみとして処分してください。なお、ビニール袋を二重にすると回収時の二次感染を防ぐことができますので、ご配慮願います。

- 2 衣類は、塩素系消毒液（ハイター、ミルトンなどの次亜塩素酸ナトリウム液を0.05%に希釈して使用します。その商品によって原液濃度が異なりますので、各メーカーのホームページに記載されている希釈方法をご覧ください。）に30分～60分間浸してください。

※ 色柄のものは色落ちすることがあります。色落ちする衣類は、80℃の熱湯で10分以上の熱湯消毒をしても効果があります。

- 3 消毒後、他のものと分けて最後に洗濯します。

※ 処理をせずに洗濯機で洗うと洗濯機が汚染され、他の衣類にもウイルスが付着してしまいます。ご注意ください。

健 康 観 察 調 査

(小・中・高) (クラス)

月

日

曜日

資料 1 3

出席 番号	氏名	出欠	体温	咳	のどの痛み	鼻水・ 鼻づまり	頭痛	息苦しさ だるさ等	腹痛・下痢 吐気・嘔吐	その他 (臭い・味が しない等)	欠席の場 合の理由
例	山特 花子	登校・休み	36.3 度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし	腹痛・下痢 吐気・嘔吐		
1		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし	腹痛・下痢 吐気・嘔吐		
2		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし	腹痛・下痢 吐気・嘔吐		
3		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし	腹痛・下痢 吐気・嘔吐		
4		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし	腹痛・下痢 吐気・嘔吐		
5		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし	腹痛・下痢 吐気・嘔吐		
6		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし	腹痛・下痢 吐気・嘔吐		
7		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし	腹痛・下痢 吐気・嘔吐		

体温・体調チェック表（教職員・生徒用）

学校名		寮名 寄宿舎名		部屋 番号		氏名	
-----	--	------------	--	----------	--	----	--

		記載例	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日	8月21日	8月22日	8月23日	8月24日	8月25日	8月26日	8月27日	8月28日	8月29日	8月30日	8月31日
体温	朝	36.8															
	夜	36.5															
37.5℃以上の発熱の有無		×															
咳、咽頭痛等の症状の有無		×															
だるさ、息苦しさの有無		×															
嗅覚や味覚の異常の有無		×															
確認者チェック欄																	

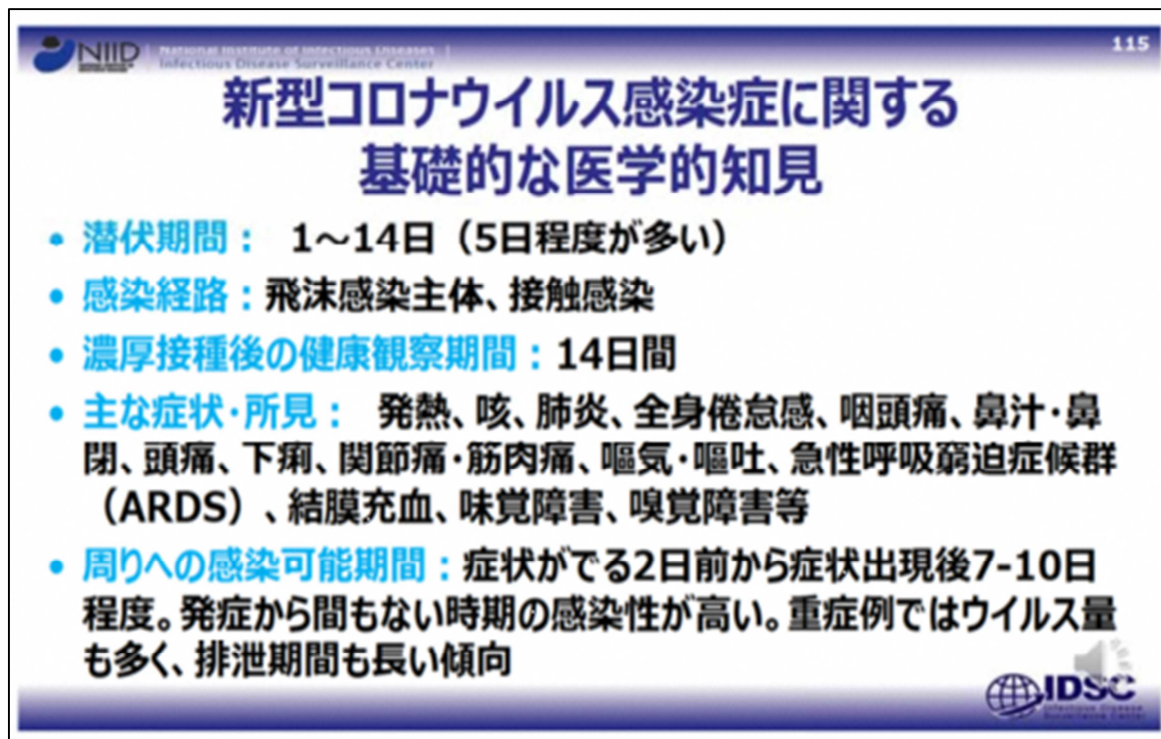
		記載例	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	9月6日	9月7日	9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日	9月13日	9月14日	9月15日
体温	朝	36.8															
	夜	36.5															
37.5℃以上の発熱の有無		×															
咳、咽頭痛等の症状の有無		×															
だるさ、息苦しさの有無		×															
嗅覚や味覚の異常の有無		×															
確認者チェック欄																	

【記載方法について】

- ・体温は毎日（朝・夜）計ってください。
- ・症状がない場合は「×」を、症状がある場合は「○」を記入してください。

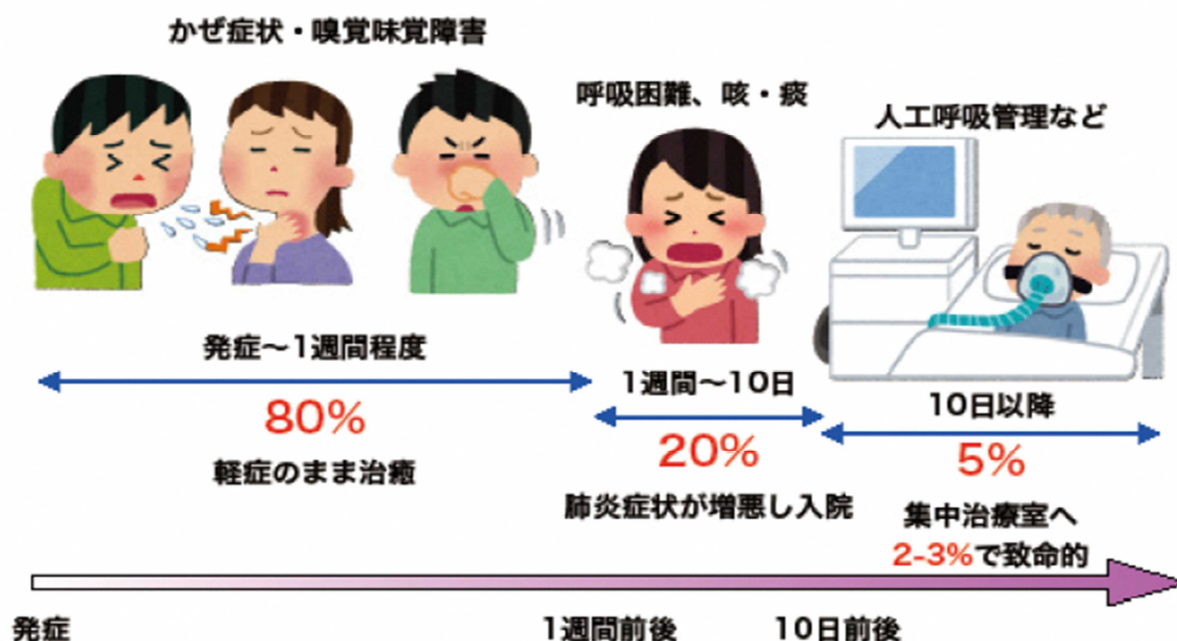
新型コロナウイルスの潜伏期間及び周りへの感染可能期間は、以下のとおりです。

症状が出る2日前から周りへの感染が可能となり、発症から間もない時期の感染性が高いとされています。このため、発熱等の風邪の症状がある場合等には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底してください。



（出典：「NITS オンライン研修 健康教育指導者養成研修」国立感染症研究感染症疫学センター 室長 多屋 馨子氏 講演資料）

図 2-1 新型コロナウイルス感染症の経過

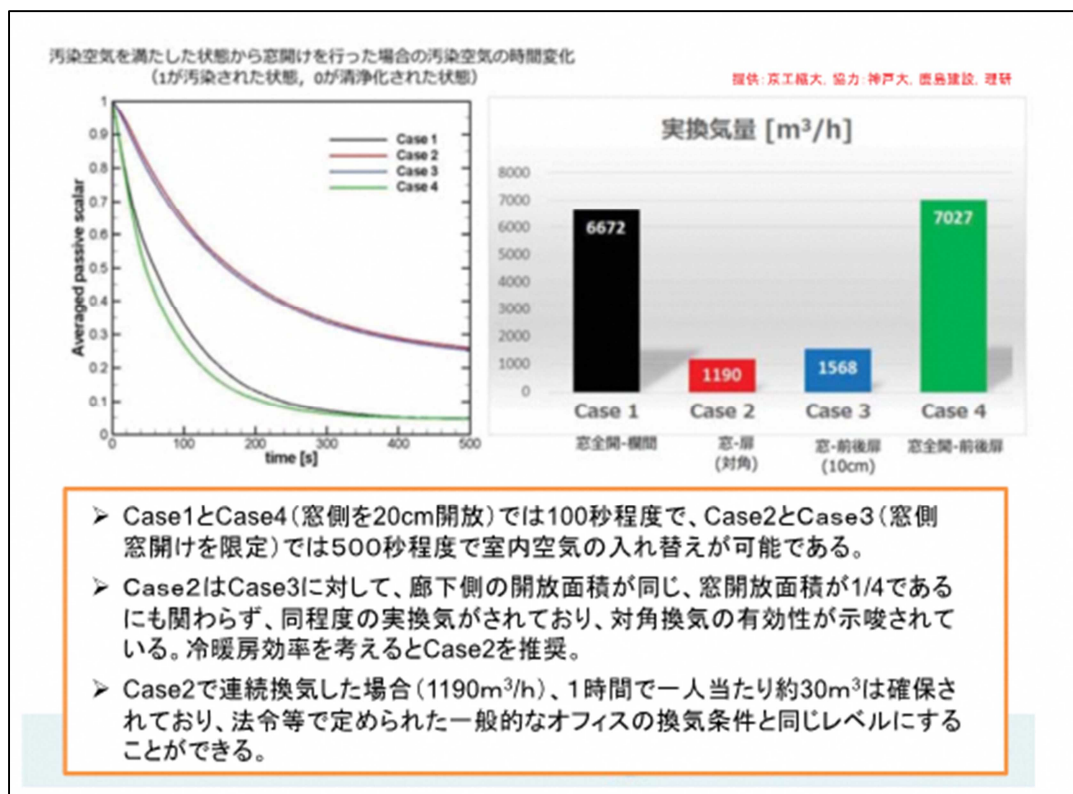


* 中国における約 4 万症例の解析結果を参考に作成（Wu. JAMA 2020）。年齢や基礎疾患などによって、重症化リスクは異なる点に注意。

（出典：「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第3版」）

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～2020.12.3 Ver.5」において、「(1)「密閉」の回避(換気の徹底)」が示されているところです(P.34～P.39)。

エアコン使用時の常時換気について、①教室の窓側後方窓20cmと廊下側前扉20cmを開けた場合、及び、②窓側の全窓左右10cmと廊下側前後扉10cmを開けた場合、500秒程度で室内空気の入れ換えが可能であるとされています。冷暖房効率を考えると、①が推奨されます。



○常時換気を行う場合

扉や窓を狭く開けたとしても廊下側と窓側を対角に開ける方法をとることで、効率よく換気できる。

(モデル例の設定条件下では、廊下側・窓側とも20cm 程度の開放で、法令等で求められる一般的なオフィスの換気レベルを満たすことができる)

○短時間で換気を行う場合 (30分に1回以上の換気を想定)

扉や窓を広く開けることが短時間での換気に有効である。

(モデル例の設定条件下では、各窓左右20 cm開放かつ廊下側欄間全開 (または前後扉40 cm開放) で、100 秒程度で室内空気の入れ替えができる)



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN